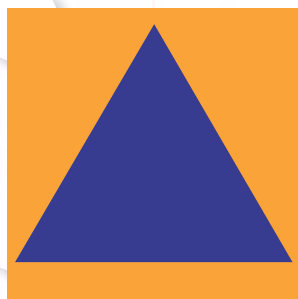


東京都北区国民保護計画

(概要版)

北区では平成19年2月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第35条に基づき「東京都北区国民保護計画」を作成しました。

このたび、平成27年3月に東京都国民保護計画が変更されたことなどに伴い、東京都北区国民保護計画の見直しを行い、平成29年2月に計画の内容を変更しました。



■東京都北区国民保護計画の主な変更点

- 国の定める「国民の保護に関する基本指針」及び「東京都国民保護計画」変更等に伴うもの
 - 新たな警報伝達手段として全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)を追記
 - 安否情報の収集提供に総務省(消防庁)が運用する安否情報システムの利用を追記
 - 国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への出席を追記
 - 関係法令等改正に伴う修正
- 区組織改正等に伴う変更並びに表記の修正
 - 避難所の開設運営にあたり、女性や要配慮者への視点に配慮した避難所運営に関する記述を明記
 - 区の組織改正等に伴う整理(「国民保護対策本部」の部の名称/分掌事務の修正など)
- 統計数値の修正等統計資料の時点修正等に伴う数値の変更

 東京都北区

(平成29年2月変更)

東京都北区国民保護計画とは

北区国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、区民の皆さんを保護するため、区がとるべき行動（国民保護措置）や実施方法、体制などをあらかじめ定められたものです。作成にあたって次の点に留意しています。

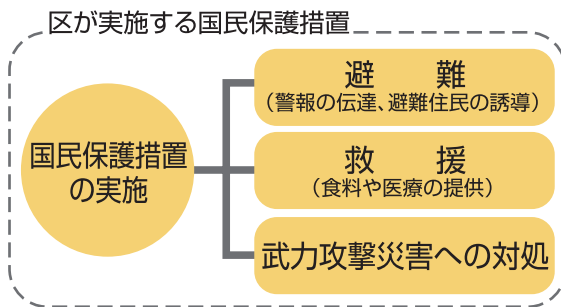
- 北区の特性や実効性に配慮する
- 災害対策の仕組みを最大限に活用する

今後、この北区国民保護計画を推進するため、対処マニュアルなどを整備し、訓練の実施などを重ねていくことで、万が一の事態に備えていきます。

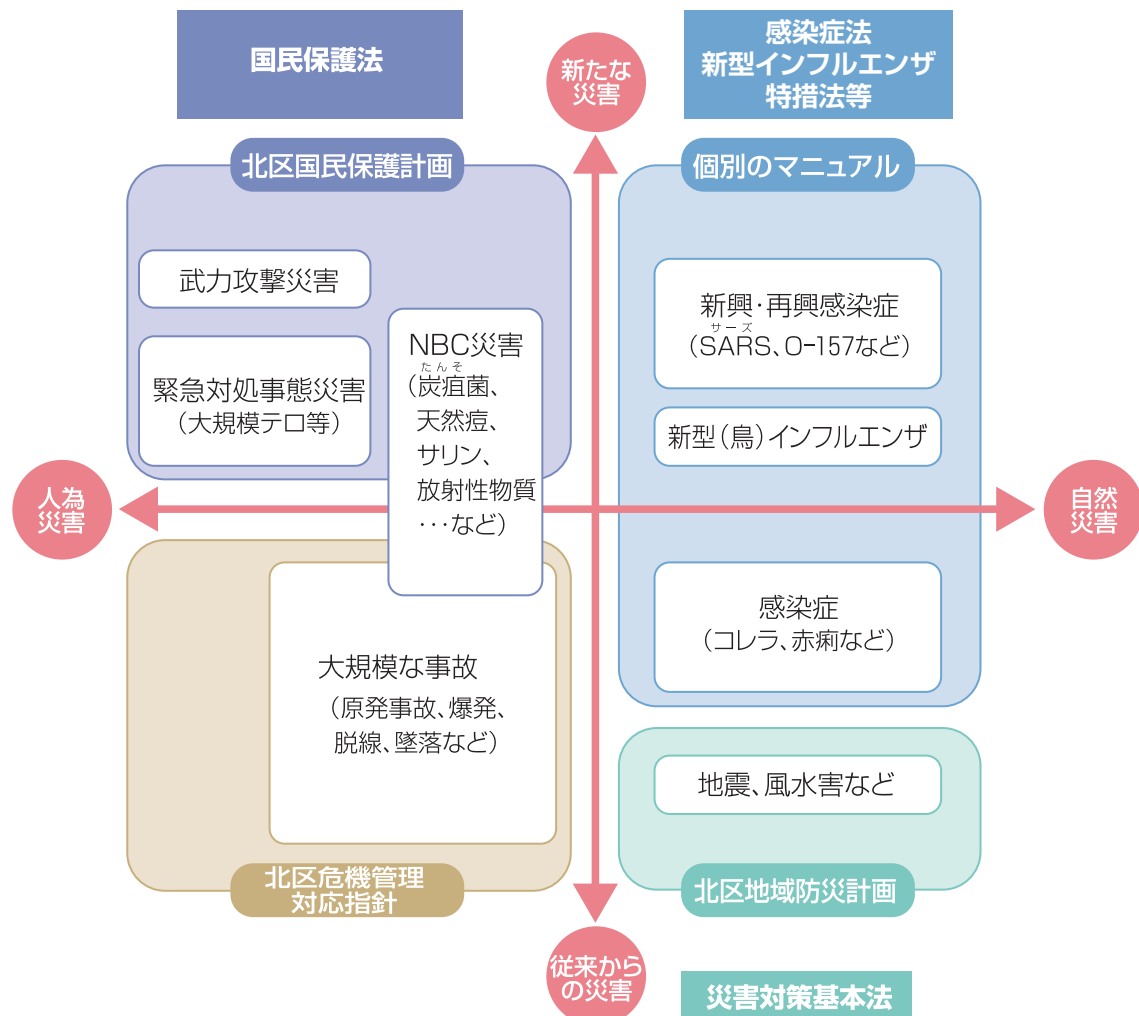
北区国民保護計画は、下記の5編から成り立っています。

詳しくは、北区ホームページ（全編ダウンロードできます）や区立図書館、区政資料室でご覧いただけます。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処



■災害の種類と関連法制(参考)



第1編 総論

第1編 計画の基本的事項を定めています。

■基本方針■

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 国民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 国民の協力
- (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- (9) 外国人への国民保護措置の適用

■想定する事態■

【武力攻撃事態】

- ① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃

【緊急対処事態(大規模テロ等)】

- ① 危険物質を有する施設への攻撃
(ガス貯蔵施設など)
- ② 大規模集客施設等への攻撃(駅、列車、劇場など)
- ③ 大量殺傷物質による攻撃
(炭疽菌、サリンなど)
- ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃
(航空機による自爆テロなど)

※ 想定する8つの事態において、NBC攻撃を考慮しています。

N:核(物質) Nuclear

B:生物剤 Biological

C:化学剤 Chemical

第2編

平素からの備え

第2編 国民保護措置を実施するための平素からの体制作りなどを定めています。

■組織体制の整備

武力攻撃やテロなどが発生した際の初動体制や職員参集の基準、国や都、他の区市町村、指定公共機関等との連携、情報収集・提供の体制、特殊標章等の交付、職員の研修や訓練の実施について定めています。

■避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難や救援に関する基本的な事項、運送事業者の輸送力などの把握、都が行う避難施設の指定への協力、生活関連施設の把握について定めています。

■物資及び資材の備蓄、整備

物資などについては、防災のための備蓄を活用するとともに、国民保護措置に特有な物資(防護服、薬剤、検知器等)については都などの関係機関の整備状況を踏まえて調達します。

■国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、事態発生後において適切に行動する必要があるため、国民保護法に関する情報や、とるべき行動についてパンフレット等を活用し普及・啓発を図ります。

第3編

武力攻撃事態等への対処(避難、救援、武力攻撃災害への対処)

第3編 武力攻撃事態等への対処を定めています。

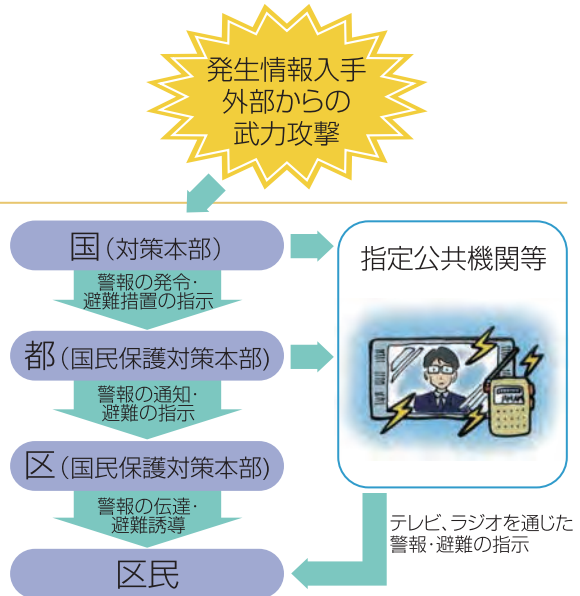
体制の確立

北区国民保護対策本部(本部長:区長)を設置し、区民の避難誘導や救援、武力攻撃災害の最小化などの国民保護措置を総合的に推進します。

警報・避難の指示の伝達

国から警報が発令された場合の伝達方法

- 武力攻撃災害が発生する地域に北区が含まれている場合
防災行政無線を通じてサイレン音を最大音量で吹鳴後、音声放送を行います。
- 武力攻撃災害が発生する地域に北区が含まれていない場合
防災行政無線を通じて音声による放送を行います。



警報(サイレン音)が聞こえた場合の対処

次の行動をとってください。

①屋外にいる場合

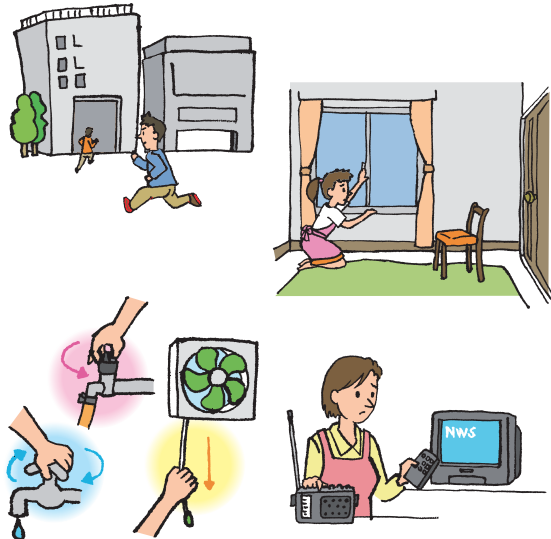
近くのビルなど堅牢な建物内に避難してください。

②屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉め、ガスや換気扇を止めてください。
- ・ドアや窓からできるだけ離れた場所に避難してください。

③屋内に避難した後

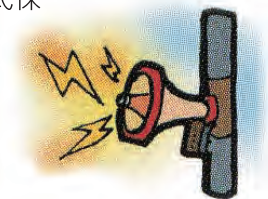
テレビ・ラジオなどの放送により、どのような事が、どこで発生し(するおそれがあるのか)、どのような行動をとるのかなどの情報を確認したうえで落ち着いて行動してください。



警報の内容を伝達する際に吹鳴するサイレン音は、下記の国民保護ポータルサイトでお聴きになれます。

国民保護ポータルサイト(内閣官房)

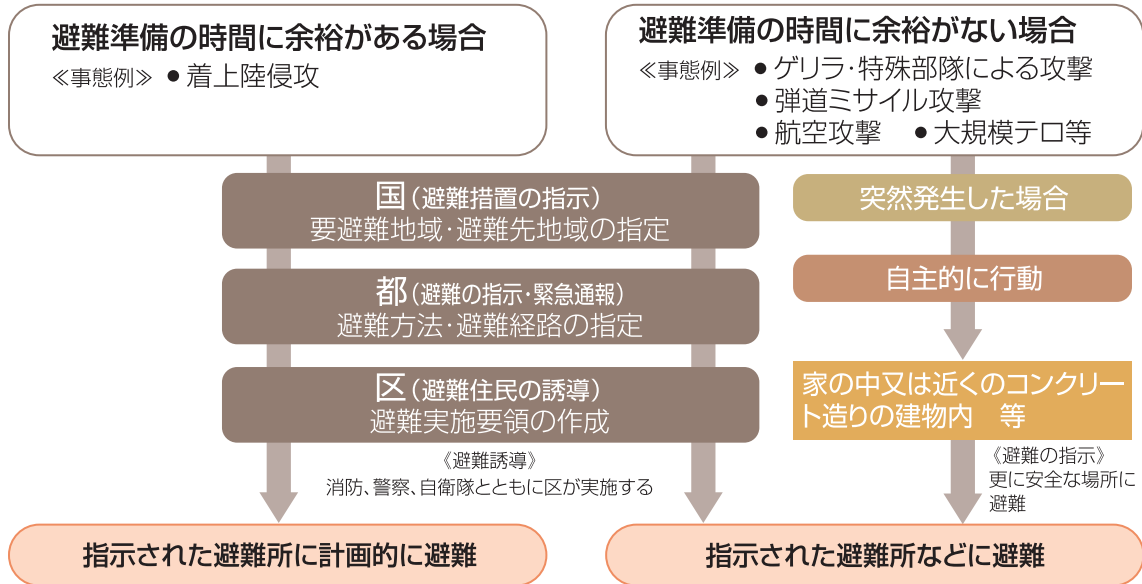
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



避難の指示

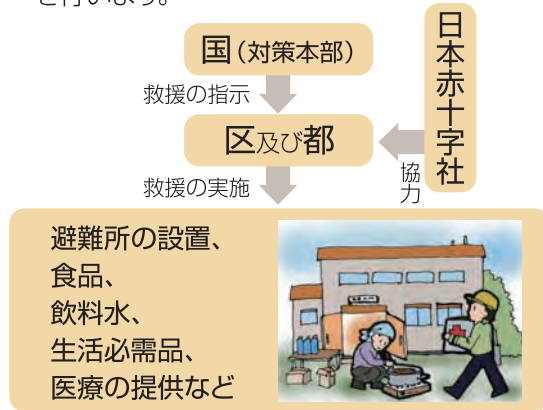
区長は、都からの避難の指示に基づき、避難実施要領を作成し、避難誘導を行います。避難の指示の内容は、発生する事態により異なります。

避難のイメージ



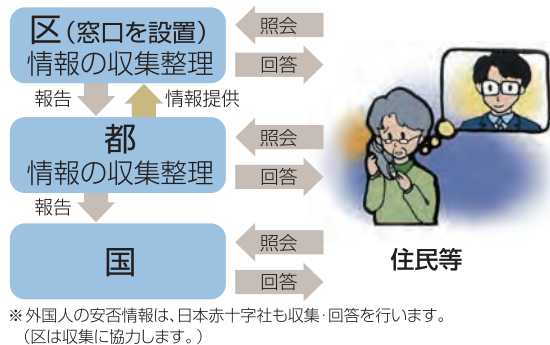
避難住民の救援

区は都と協力して、役割分担に基づき、避難所の設置、食料や水の供給、健康相談などを行います。



安否情報の収集・提供

避難所等から収集した安否情報について、区民からの照会に応じて情報を提供します。提供にあたっては、個人情報の保護に配慮します。



● 避難方法について

避難の指示は、発生した事態により、屋内への緊急避難、区内、都内、都外の避難所への避難など様々な場合が想定されます。情報を確認のうえ指示に従って行動してください。
 ※避難誘導の実施にあたっては、要配慮者に配慮し、優先的な避難、交通手段の確保に努めます。

● 避難の指示が出されたら

- ・避難に際しては、貴重品や身分証明書 (安否確認の照会時に必要) などをお持ちください。
- ・自宅から避難する際には、ガスなどの元栓を締め、電気のブレーカーを切ってください。
- ・近所の方に声をかけてください。

応急措置

◇退避の指示・警戒区域の設定

危険な区域からの避難や立入制限を行います。

◇事前措置・応急公用負担

災害の拡大を防止するため、土地、建物や物件などを使用・収用します。



NBC攻撃による災害への対処

NBC汚染拡大を防止するため、移動の制限や禁止などの措置を行います。

生活関連等施設の安全確保

◇生活関連等施設

安全に関する情報、施設における対応状況などの必要な情報を収集します。

◇危険物質

災害発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物質の取扱者に対して、警備の強化などを求めます。



被災情報の収集及び報告

武力攻撃災害の発生日時、発生場所及び人的・物的被害の状況を警察署・消防署などと連携し収集します。収集した情報は、都に報告します。

保健衛生の確保その他の措置

◇保健衛生対策

避難所などで、避難住民の健康維持のため、健康相談、食品の衛生確保などを行います。

◇廃棄物処理

武力攻撃災害により発生した廃棄物を処理するための体制を整備します。



国民生活の安定に関する措置

◇被災児童生徒に対する教育

避難先での学習機会の確保のため、教科書の供給などを行います。

◇租税等の減免

災害の状況に応じて、避難住民の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税の減免などを行います。

第4編 復旧等

第4篇 復旧に関することを定めています。

応急の復旧

◇区が管理する公共施設

被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に復旧を図ります。

◇通信機器

関係機関などとの連絡確保のため、速やかな復旧を行います。



武力攻撃災害の復旧

本格的な復旧は、国が行う財政措置や法制の整備、方針に基づいて都と連携して実施します。

国民保護措置に要した費用の支払等

土地などの一部使用に伴う行政処分の結果生じた損失や、国民保護措置の実施について協力を要請された者が死傷したときは、法令に定める手続に従い損失、損害補償を行います。

第5編

大規模テロ等(緊急対応事態)への対応

第5編 大規模テロ等への対応を定めています。

平素からの取り組み

大規模テロ等は突発的に発生する可能性が高いため、平素から危機情報の収集や警戒、初動対応力の強化に取り組みます。

◇危機管理体制の充実

大規模集客施設、医療機関との緊急連絡体制などを整備します。

◇区民への啓発

テロ等の兆候や不審物を発見した際の通報方法等について、区民への周知を図ります。

◇訓練の実施

都、警察、消防、自衛隊などの関係機関と連携し、テロを想定した訓練を実施します。

◇情報伝達手段の確保

関係機関との連携により、警報や避難の指示などが速やかに伝達できるように努めます。

発生時の対応

国によるテロなどの認定が行われる前については、自然災害対策の仕組みを活用し、災害対策本部を設置し、避難の指示や警戒区域の設定を行います。

不審物などを発見した際には、区役所(危機管理課)、警察、消防に通報してください!

★ 危機管理課 電話 **3908-1121** ★ 警察 **110番** ★ 消防 **119番**

国民保護への協力をお願い

国民保護措置の実施には区民の皆さんの協力が欠かせません。国民保護法では、下記の4つの措置を行う際に、区民の皆さんに協力を要請することができます。（協力は、強制ではなく自発的意思に委ねられるものです。）

なお、区は協力を要請するにあたって、安全の確保に十分に配慮します。

1. 避難住民の誘導
2. 避難住民の救援
3. 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の
武力攻撃災害への対処に関する措置
4. 保健衛生の確保

用語集

- 【武力攻撃】** 我が国に対する外部からの武力による攻撃をいいます。
- 【武力攻撃事態】** 武力攻撃が発生した(発生する明白な危険が切迫している)と認められるに至った事態をいいます。
- 【緊急処理事態】** 武力攻撃に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した(発生する明白な危険が切迫している)事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。
- 【警 報】** 国の対策本部長が、武力攻撃事態等が迫り、または発生した地域などに発令するものです。
- 【避難の指示】** 国の対策本部長の避難措置の指示をうけて、都道府県知事が主要な避難経路や交通手段などの避難方法を示して、住民に行う指示のことです。
- 【避難実施要領】** 避難の指示を受けて、避難誘導に関する事項を住民に示すとともに、関係機関が共通認識のもとで避難誘導が実施できるよう作成するものです。
- 【要避難地域】** 住民の避難が必要な地域のことです。
- 【避難先地域】** 住民の避難先となる地域のことです。
- 【指定公共機関等】** 日本赤十字社などや電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人で、政令で定められています。また、都道府県の区域で公益的事業を営む法人で知事が指定するものを指定地方公共機関といいます。
- 【生活関連等施設】** 発電所、浄水施設など国民生活に関連ある施設のことです。
- 【要配慮者】** 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する人です。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定しています。
- 【緊急通報】** 武力攻撃災害が発生した場合などに都道府県知事が発令するものです。
- 【避難所】** 住民が避難する学校、区民センター、体育館などの施設のことです。
- 【大規模集客施設】** 多数の住民などが集まるターミナル駅やイベント施設などのことです。
- 【J-ALERT】** 弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
- 【Em-Net】** 官邸から関係機関に、緊急情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。配信先ではアラーム等による注意喚起が行われる。
- 【安否情報システム】** 国民保護法に規定される安否情報の収集・提供等の事務を効率的に行うためのシステム。システムの主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報告」及び「提供」の4つに分けられる。

発 行 東京都北区
発 行 日 平成29年3月
刊行物登録番号 28-2-062
編 集 危機管理課
東京都北区王子本町1-15-22 電話 03(3908)1121
<http://www.city.kita.tokyo.jp/>